

## 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約

## (名称)

第1条 この協議会は、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）という。

## (構成団体)

第2条 協議会は、大阪府及び大阪市（以下「関係団体」という。）をもって構成する。

## (関係団体の責務)

第3条 関係団体は、相互の信頼のもと、大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（平成24年大阪府条例第85号）及び大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（平成24年大阪市条例第36号）（以下「大都市条例」という。）並びにこの規約を尊重し、協議会に真摯に臨むものとする。

- 2 関係団体は、堺市に対して、協議会への参加を求めるものとする。
- 3 堺市が協議会に参加しようとするときは、委員の構成等について検討を行い、大都市条例及びこの規約の改正など必要な措置を講ずるものとする。

## (協議会の組織)

第4条 協議会は、委員20人で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 大阪府知事
  - (2) 大阪市長
  - (3) 大阪府の議会の議長及び大阪府の議会が推薦した大阪府の議会の議員 9人
  - (4) 大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 9人

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから委員が協議により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 協議会は必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者（以下「学識経験者等」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会の会議は、公開とする。

(協議会の組織の変更及び廃止等)

第7条 協議会を設ける地方公共団体の数の増減、協議会の廃止その他の事由による大都市条例の改正又は廃止については、協議会での合意を経た後、関係団体全ての議会の議決を経なければならない。

2 この規約を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会での合意を経なければならない。

(経費の支弁の方法)

第8条 次条及び第10条に規定する費用その他協議会の事務の管理及び執行に関し関係団体が共同で執行すべき費用については、関係団体が均等に経費を負担するものとする。

2 前項の経費については、大阪府が府の歳出予算から支出し、大阪市は、大阪市の負担相当額を大阪府へ支出するものとする。

(委員の費用弁償)

第9条 委員が協議会の職務を行うため、府の区域外(府に隣接する府県の区域内において大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第1項に規定する地域を定める規程(平成20年大阪府議会規程第3号)に定める地域を除く。)の地域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の額及び支給方法は、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年大阪府条例第21号)に定める議員の例による。

(学識経験者等への謝金等)

第10条 第6条第5項の規定により学識経験者等が出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

2 前項の謝金は、大阪府の例により会長が別に定めるものとし、実費弁償の額及び支給方法は、証人等の実費弁償に関する条例(昭和40年大阪府条例第39号)に定める証人等の例による。

(事務局)

第11条 協議会の事務は、大阪府政策企画部大都市制度室及び大阪市都市制度改革室が担う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。